

防衛研修所の厚生委員会に関する達を次のように定める。

昭和59年8月1日

防衛研修所長 伊藤 参午

防衛研修所の厚生委員会に関する達

改正	昭和60年	4月	6日	防衛研究所達第2号
	昭和63年	4月	8日	防衛研究所達第2号
	平成16年	4月	1日	防衛研究所達第9号
	平成17年	3月	29日	防衛研究所達第3号
	平成23年	9月	1日	防衛研究所達第5号
	平成27年	4月	10日	防衛研究所達第1号

(趣旨)

第1条 この達は、防衛研究所における福利厚生業務の適正な運営を図るため、厚生委員会（以下「委員会」という。）を設置し、これの運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもつて構成する。

- (1) 委員長 企画部総務課長
- (2) 副委員長 企画部総務課課長補佐（人事担当）
- (3) 委員 企画部、政策研究部、理論研究部、地域研究部、教育部、戦史研究センター及び特別研究官に所属するもののうち、部長、センター長及び特別研究官（以下「部長等」という。）の指定する者

各 1 名並びに企画部総務課人事第 2 係長

(委員会の運営)

第 3 条 委員長は、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員会の事務は、企画部総務課人事第 2 係において行う。

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、企画部総務課人事第 2 係長を除き、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 第 2 条第 3 号に規定する委員を指名（変更を含む。）したときは、部長等は委員長に通知するものとする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第 5 条 委員長は、必要があると認める場合は、委員会を開催する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

(委員会の審議事項)

第 6 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 福利厚生業務の運営に関する事項

(2) 福利厚生業務の実施に伴う経費の運用に関する事項

(3) その他防衛研究所長が特に命ずる事項

(審議結果の報告)

第 7 条 委員長は、委員会の審議事項の結果について、順序を経て防衛研究所長に報告するものとする。

附 則

この達は、昭和 59 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 4 月 6 日防衛研究所達第 2 号)

この達は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則（昭和63年4月8日防衛研究所達第2号）

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（平成16年4月1日防衛研究所達第9号）

この達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日防衛研究所達第3号）

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月1日防衛研究所達第5号）

この達は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日防衛研究所達第1号）

この達は、平成27年4月10日から施行する。